

大崎上島町介護予防活動団体支援事業 Q&A

問1 事業はどのようなものですか。

現在、大崎上島町では、様々な団体が自主的にいろいろ活動をおこなっていますが、その中でも、介護予防に効果があると認められる活動に対して、介護保険法に規定する地域支援事業として補助金を交付します。

問2 どのような活動が補助対象になりますか。

対象となる活動は、町内にお住いの65歳以上の方が5名以上参加して、体操を取り入れた活動を週1回以上行っているか、よってみんさい屋等通いの場の活動を週1回3時間以上行っており、これまで3か月以上継続して行っていることです。

また、利用者の送迎や、欠席者への訪問等の状況確認と、年1回以上の専門職（町保健師）への相談を行っていただけます。

問3 助け合い・支え合い活動は必ず実施しないといけないのですか。

この事業の目的のひとつとして、介護予防を通じて地域のつながりをつくることがあります。

団体としてできる範囲で構いませんので、支援が必要な方に支援を行ってください。例えば、「自分一人で歩けるが、送迎がないと参加しない」という方には、送迎を行わなくても構いません。

問4 なぜ、週1回以上の活動に限るのですか。

現在、町が推進している介護予防体操教室（いきいき百歳体操）は、週1回以上の活動をお願いしています。

また月1回（年12回）と週1回（年48回）では、活動経費の負担が違うため、この事業では全ての活動を対象とせず、週1回以上の活動を対象とさせていただきました。

問5 補助の対象となる経費はどんなものがありますか。

年間5万円を上限とし、対象となる経費は、活動団体から支出する以下の2項目に限ります。

経費区分	内 容
印刷消耗品費	事務用品等の消耗品費、教材費、運動用具、資料印刷代 ※ 購入価格が2万円未満のもの
使用料及び 賃借料	会場使用料等 ※冷暖房使用料も含む

送迎費や講師への謝礼も対象となります。(領収書の添付をお願いします)

お茶、コーヒー等の飲食費は対象となりません。

原則、購入した教材や運動用具等は、団体の所有となります。

問6 申請に関する一連の流れを教えてください。

1 補助金交付申請（様式第1号、様式第2号、様式第3号）

申請をしようとする団体（区）は、補助金等交付申請書をあらかじめ木江支所健康福祉課へ提出していただきます。

2 補助金交付決定通知

町は、その申請をもとに審査し、交付の可否を通知します。

交付決定の通知後、購入をお願いします。

3 実績報告（様式第5号、活動実施状況がわかる書類（参加者ノート等）

活動が完了したとき若しくは年度が終了したときは、実績報告書を福祉課へ提出します。

4 補助金確定通知

町は、報告を審査し、その額を通知します。

その後、届出されている口座へ、振り込みます。

※申請を行う団体は、自治会単位でお願いします。